5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行小樽代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局小樽開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局小樽開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行小樽代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局小樽開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局小樽開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑹　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　工事説明会を行う。
⑾　二次審査においてヒアリングを実施する。
⑿　提出された見積書の妥当性を確認するため、見積書のヒアリングを行う場合がある。
⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒁　二次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否については、一次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否と併せて通知する。
なお、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。
⒃　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記4⑶なお書きにより申請書等を提出することができる。
なお、入札公示の時点においても当該資格の決定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、指名されていなければならない。
⒄　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。
⒅　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
⒆　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Fukumoto, Director of Otaru Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Oshoro Tunnel, National highway 5, Otaru City, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 8 August 2013
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 11 : 00 a.m. 15 October 2013
⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 15 November 2013 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 15 November 2013 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 15 November 2013)
⑺　Contact point for tender documentation : Masahito Hashimukai, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Otaru Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―15―5, Shiomidai, Otaru, Hokkaido 047―8555, Japan TEL 0134―23―5176

資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道５号小樽市忍路トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 25 年７月 23 日
北海道開発局長　関　　博之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　一般国道５号小樽市忍路トンネル工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道小樽市
3　工事内容　工事延長：Ｌ＝2,100ｍ（ＳＰ＝500.00～ＳＰ2,600.00）、トンネル延長：Ｌ＝1,742m（掘削延長：Ｌ＝1,642m）、幅員：ＳＬ＝11.45m、内空断面積：Ａ＝73.0㎡、掘削工（ＮＡＴＭ、機械掘削）：Ｌ＝1,642m、覆工：Ｌ＝1,642m、仮設工：１式
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成25年７月23日から平成25年８月８日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成25年８月９日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。